



県 章

滋賀県公報

平成 28 年 (2016 年)
3 月 15 日
号 外 (3)
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年 3月15日

滋賀県監査委員	奥	村	芳	正
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	北	川	正	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 高等教育機関における財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 平成26年 6月25日から平成27年 3月 4日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成27年 3月13日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) レンタルラボについて (総務課)

ア 監査の結果

産学連携センター内の貸室5室のうち2室を内部使用しており、レンタルラボ本来の目的が達成できていない。レンタルラボのあり方を改めて検討する必要がある。

また、レンタルラボの貸室料が公立大学法人移行時の平成18年以降据え置かれており、産学連携センター以外の県立大学の標準賃料に比べると2割程度低くなっている。「貸付に関する規程」の標準賃料に従い賃料を改定する必要がある。

イ 改善措置等の内容

レンタルラボの機能・規模については、ガラス工学研究センターとしての使用状況や設置経緯などを踏まえ、産学連携センター運営委員会等で議論し、ガラス工学研究センターの移転は行わず、地域共生センターの実験室のうち2室をレンタルラボとすることとして、新年度利用開始に向けて実験室の整備等を進めています。

また、レンタルラボの貸室料 (月額使用料) については、産学連携センター運営委員会で議論し、来年度から、本学標準単価を根拠とする貸室料とすることとして平成28年 3月に関係規程を改正しました。

(2) 利益相反マネジメントが不十分である (総務課)

ア 監査の結果

利益相反マネジメント規程に定められる自己申告書が未整備であるため、これを早急に整備したうえで、1年に1度は、必ず利益相反マネジメント会議を開催し、自己申告書の内容を検討しなければならない。

なお、過去に寄付を受けた取引先に物品を発注する場合は、利益相反マネジメント委員会に事前もしくは事後に報告し審議するべきである。

また、過去には少なからず自己申告書の提出洩れがあると考えられるので、必要に応じて過去にさかのぼって確認し利益相反マネジメント委員会で審議しなければならない。

イ 改善措置等の内容

平成27年7月に利益相反マネジメント委員会を開催し、過去にさかのぼった自己申告書の内容や学内周知方法について確認し、全教職員を対象に自己申告書を提出させることを決定しました。(自己申告書は平成26年8月に整備済)

平成27年9月の各学部教授会で、利益相反マネジメントの必要性等を説明した上で自己申告書の提出を求め、対象者全員から提出がありました。自己申告書および過去に寄附を受けた企業等からの物品購入実績をもとに学内の利益相反状況を把握し、審査対象については平成27年12月の利益相反マネジメント委員会で審査したところ、全員について利益相反の問題が生じている懸念はないとする実施結果を得ましたので、12月25日付けでその旨公表しました。

今後は毎年、産学連携に係る全教職員を対象に前年度分の自己申告書を提出させ、利益相反マネジメント委員会を開催し審査してまいります。

(3) 除籍者に対する未納授業料の取扱いについて (総務課)

ア 監査の結果

除籍者に対する未納授業料については、法的債権がある以上、適時督促を行う必要があると考える。

イ 改善措置等の内容

除籍者に対する未納授業料については、平成27年1月と7月に督促を行い、結果669千円回収しました。また、平成28年1月にも督促を行いました。

来年度以降も、除籍者に対して年2回の頻度で未納授業料の督促をしていきます。

(4) 大学の入札発注手続誤りによる落札者取消事案について (総務課)

ア 監査の結果

入札手続等のミスによる損害の発生を防ぐため、重要書類については、複数者によってダブルチェックを行う体制を整える必要がある。

また、重大な業務ミス等が発生した場合は、現場の担当者は直ちにその原因を把握するように努め、その結果を即座に上司に報告し、迅速に解決策が決定されるよう行動しなければならない。少なくとも、原因究明と上司への報告は発生の当日中に行うことが必要である。

さらに、こうした業務ミスの発生などの異例事案に対する迅速かつ適切な対応の仕方についても、職場内での意思疎通を図るとともに、危機管理意識の醸成を図ることが必要である。

イ 改善措置等の内容

指摘のあった手続誤りが発生した後、入札を行う際の関係書類は、複数の担当者でダブルチェックを行っています。また、業務ミスなどの異例な事案の発生について、今回の事例を教訓に危機管理意識を持ち、迅速で適切な対応を行うよう財務グループの会議で適宜確認を行うとともに、入札が集中する時期に備えて、直前の平成28年1月には文書で職員にあらためて周知し、職場内で徹底を図りました。

(5) 教員が行う研究費等の支出にかかわる契約手続について (総務課)

ア 監査の結果

教員が行う研究費等の支出に関して、契約手続上のルールを遵守せず、分割発注、事後申請、検取確認の不備ならびに購入備品の機器構成を細分化するなどして備品選定委員会などの手続を免れるなどの不適正事例があった。

財務グループは、取引事実が客観的に立証できるだけの証拠の提出を義務付ける必要があることから、このような教員の取引にあっては、取引事実が確認されない限り支払停止とすべきである。

そして、この重大な手続違反が認められる教員については、契約手続執行上の業務命令違反として厳しい処分が行われるべきである。

また、備品選定委員会の承認を必要とする1品100万円以上の取引の判定についてであるが、機器装置等を「何々装置一式」として購入するのは、装置の機能発揮のために全体を組み合わせることを想定しているから、これはあくまで一式全体を1品であると考えべきであり、個々のユニットが100万円未満であるから備品選定委員会の承認は不要であるとするのではなく、一式で100万円を超える機器装置等の購入は備品選定委員会の承認手続が必要であると考えべきである。

イ 改善措置等の内容

指摘以降、事後申請や検収確認ができないような手続違反に対して、公費支払は行わないこととしています。重大な手続違反として指摘のあった対象教員については、平成27年10月、大学において処分を行いました。

また、一式で100万円を超える機器装置等を購入する場合は、必ず備品選定委員会の承認を得るよう徹底を図っています。

なお、COC不正経理や包括外部監査指摘を受け、平成27年8月に研究費等執行マニュアルを改正し、2度の説明会を開催して適正執行に向けた周知徹底を図りました。

さらに、平成27年10月以降、毎月末に内部監査を実施することにより、不適正な事例がないことを事務局挙げて確認しています。

(6) 備品管理(情報端末含む。)と情報漏洩リスクへの対応について(総務課)

ア 監査の結果

10万円以下を含むすべての情報端末(パソコン、タブレットを含む。)に関しては、情報流出のリスクは金額に関係なく有しているため、現状実施されている数年に1度の保有状況の報告ではなく、保有状況の報告を毎年求めていくことや、サンプル抽出による財務グループの確認、紛失した際の対応も含めた管理物品に関する規程を整備していく必要がある。

さらに、作成した規程が遵守されるように職員に対して、情報端末を含む備品管理の重要性についても研修等を通じて認識させていくことが必要である。

イ 改善措置等の内容

平成27年8月に研究費等執行マニュアルを改正し、備品の取得、処分の具体的な手続を同マニュアルに追記することで備品管理の手続をわかりやすくしました。改正後のマニュアルでは、10万円以下の情報端末も管理物品と同様に保管責任者(購入者)による所在確認を行い、固定資産、管理物品とともに毎年、保有状況の報告を求め、財務グループによる抽出確認を行うこととしています。なお、情報端末等の保有状況については、平成28年3月までに確認することとしています。

また、情報端末の管理については、紛失の際の個人情報等の漏えいが生じないように、情報管理に関する遵守事項を定めた規程を平成28年4月1日に施行する予定です。この規程に基づく研修等を通じて、情報管理の徹底を図ってまいります。

(7) 図書館における長期延滞者への対応について(総務課)

ア 監査の結果

長期延滞者の中に、学生・一般人以外にも教員および職員が存在しているが、学生を教育すべき教員等が延滞している状況を連絡調整会議等に報告されていない。長期延滞している状況を学内の会議に公表し、定期的に督促を行うとともに、適切に対応していく必要がある。

なお、返却期間到来後1か経過しても未返却の場合は紛失とみなし、賠償を求めるなど、延滞する者に対する早期対応が必要である。

イ 改善措置等の内容

教員の長期延滞者については、平成26年11月の連絡調整会議で延滞状況を報告しました。今後も、長期延滞が生じるごとに当該会議等で報告してまいります。

また、返却の促進を図るため、平成27年3月より、返却期限を超過した延滞者に対して図書システムによる自動督促メールの発信を開始するとともに、1年以上の長期延滞の教員に対しては、面談、電話等による直接的な督促を行いました。その結果、平成27年6月30日時点で教員の長期延滞は解消しました。

加えて、長期延滞者の縮減対策について、平成27年8月の図書情報センター運営委員会で、図書延滞者への対応状況を報告するとともに、他大学の状況も踏まえ、平成28年2月の同委員会において、長期の延滞図書を紛失とみなし賠償を求める等の延滞縮減策をとりまとめ、延滞の早期対応を進めました。

(8) 毒劇物の取扱いについて(総務課)

ア 監査の結果

長期間保有している毒劇物の在庫確認時には、在庫量に加え、必要性の有無も管理責任者に確認し、必要性のない場合は保有リスク等を考慮し廃棄していくことが必要である。

また、保管に関して、改めてすべての毒劇物の保管場所の表示方法を確認するとともに、毒物管理簿および劇物管理簿についても記載漏れが無いように改めて管理責任者に指導していく必要がある。

なお、複数の学部で同じ毒物を保有しているものも存在しているため、今後は適正管理やコストを考慮し、共同購入も検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成27年7月開催の環境整備安全委員会の決定に基づき、毒劇物の保管場所の表示や管理簿への記載について複数個所の管理状況を現地確認しました。

また、平成27年9月の毒劇物の在庫確認時に長期間未使用の毒劇物のリストアップと学内公開を行い、約3割の再活用を図るとともに、残りの不要毒劇物については、12月末に一斉廃棄処分を完了しました。さらに、定期報告を求める際には、保管場所の表示や管理簿への記載漏れがないよう周知徹底を図ったうえで、環境整備安全委員会メンバーによる管理状況の現地確認を、平成28年3月までにあらためて行います。

なお、毒劇物の共同購入については、購入者の管理責任が不明瞭となるおそれがあることや調達コストの大幅な削減が難しいことから、その実施に替えて、管理責任者間での情報共有による有効活用を図るべく毒劇物に関する情報窓口を学内ネットワーク上に設け、一層の有効利用を進めることといたします。

(9) 募集定員について（健康医療課）

ア 監査の結果

総合保健専門学校は募集定員が120名に対し、近年は、80名程度の学生しか入学していない。本来、補欠入学者制度の導入等により募集定員に達するまで学生を受入れるのが本筋であるが、看護実習受入れ医療機関が80名程度の枠しか確保できないという現実の問題がある。その実態に合わせて募集定員を80名まで減らし、その募集定員に見合う人員体制・予算により効率的な学校運営を図る必要がある。

イ 改善措置等の内容

近年、少子化に加え、京阪神における看護系大学の増加、看護職を希望する学生の大学志向により、京阪神に近い守山市にある総合保健専門学校では、実習先の確保、学生の受入れ実態からも定員数120名を確保することが困難な状態です。

そのため、県立看護師等養成所に関するあり方検討専門部会において、適切に学校を運営できるように適正な定員数について検討を進めているところです。

(10) 入学者について（健康医療課）

ア 監査の結果

看護専門学校は、平成19年に校舎を新築し恵まれた環境にあるが、合格者に対する入学辞退率が60%を超える状況となっており、結果、募集定員が80名に対しその80%程度の充足率になっている。募集定員を前提とした施設や人員配置、コスト等をムダに使用しており、効率的な学校運営ができていない。推薦入学、社会人入学の枠の拡大や補欠入学制度の導入等により入学試験の仕組みを見直し、募集定員に達するまで学生を受入れる対策が早急に必要である。

イ 改善措置等の内容

定員確保については、平成28年度の入学試験から補欠入学制度を導入し、入学者の確保に努めています。

(11) 組織目標について（健康医療課）

ア 監査の結果

県立看護師等養成所は組織目標の目標項目をより具体的に定め、行動計画に落とし込み改善を図る仕組みを検討する必要がある。

イ 改善措置等の内容

毎年、国家試験合格率100%を掲げているところでありますが、平成27年度は、新たに、総合保健専門学校では、推薦入学応募者数1.5倍にすること、看護専門学校では湖北圏域の地域医療に貢献できる学生の確保のため、オープンキャンパスへの参加者を200名とするなど目標項目を具体的に定め、行動計画に落とし込むように改善しました。

(12) 目標について（健康医療課）

ア 監査の結果

看護専門学校の目標項目に数値目標を定める必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成27年度の目標には、各項目ごとに数値目標を設定しました。今後も数値目標を定めた目標にしてまいります。

(13) 貸与金返還免除等の管理について(健康医療課)

ア 監査の結果

貸与金返還免除手続において、毎年の就業の確認を本人からの定期報告書によって行っているが、その際、就業証明書を提出させていない。猶予申請時および就業先変更時、返還免除時に就業証明書を受領しているとのことであるが、貸与金の性格上、貸与条件に合致しなくなった場合には遅滞なく資金返還してもらうのは当然であり、手続上の見直しが必要である。

イ 改善措置等の内容

毎年の就業の確認を行うため、本人から提出していた定期報告書に、今年度から就業先の就業証明欄を設け、確認していくこととしました。

(14) 入学者数が定員を大きく割り込んでいる(健康医療課)

ア 監査の結果

総合保健専門学校、看護専門学校ともに入学者数が慢性的に定員割れしている。特に総合保健専門学校においては1クラス相当の定員割れを起こしている。実習先の確保、学生の受入れ実態を考慮して定員数を削減するとともに、それに応じた適正な教員数の配置を検討すべきである。

また今後、現状よりもさらに県立看護師等養成所への入学者数が減少するようであれば、県立看護師等養成所のあり方を再検討しなければならない。

イ 改善措置等の内容

近年、少子化に加え、京阪神における看護系大学の増加、看護職を希望する学生の大学志向により、京阪神に近い守山市にある総合保健専門学校では、実習先の確保、学生の受入れ実態からも定員数120名を確保することが困難な状態です。

そのため、県立看護師等養成所に関するあり方検討専門部会において、適切に学校を運営できるように適正な定員数について検討を進めているところです。

(15) [総合保健専門学校] 随意契約における複数者見積徴取について(健康医療課)

ア 監査の結果

毎年行われている便検査とX線検査の契約については、3年間とも予定価格が100万円以下であることから随意契約が行われている。毎年3者に見積合せを依頼しているが、採用業者である滋賀県健康づくり財団以外の2者はいつも見積辞退であり、実質的には1者見積となっている。いつも辞退する者に見積書の提出依頼をしても、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえない。実質的に複数者が見積に参加するよう、見積依頼先を増やすべきである。

イ 改善措置等の内容

平成27年度は、見積依頼を業務実施が可能な県内業者すべて(4事業者)に対して行い、執行しました。その結果、2者は辞退し、1者から見積書が提出されました。残り1者は応答がありませんでした。

(16) [看護専門学校] 随意契約における複数者見積徴取について(健康医療課)

ア 監査の結果

毎年行われている学生肝炎検査業務委託の契約については、3年間とも予定価格が100万円以下であることから随意契約が行われている。毎年、見積書提出依頼は2者に行われているが、3年間とも同一業者であり、採用業者である滋賀保健研究センターだけが3年間とも同一内容の見積書を提出し、もう1者の近畿健康管理センターは3年間とも見積辞退である。2者のうち、同一の1者はいつも見積を辞退するのであるから、これでは複数者との見積合せを行ったとはいえず、実質的には1者見積となっている。実質的に複数者が見積に参加するように見積依頼先を増やすべきである。見積依頼先については、総合保健専門学校と足並みをそろえて対処すべきであると考えます。

イ 改善措置等の内容

平成27年度は、見積依頼先を県内4業者に増やし執行しました。その結果、2者は辞退し、2者から見積書が提出されました。

(17) 実地検査の方法と実施記録について (健康医療課)

ア 監査の結果

備品などの現物を確認する際には、作業品質を一定し確認作業を改善していくため、責任者、確認対象、確認手順等を明示した実施マニュアルを作成する必要があるとともに、現物確認の実効性を高めるため、実施結果を実施票として提出する必要がある。

イ 改善措置等の内容

備品などの現物確認にあたって、平成27年度に実施結果の確認も含めた作業の手順書を作成し、現物確認作業を実施しております。

(18) [総合保健専門学校] 供用物品一覧表と備品・消耗品点検表等について (健康医療課)

ア 監査の結果

現物確認に用いられる備品・消耗品点検表および教材備品台帳には、本来の備品台帳である供用物品一覧表の物品番号が記載されておらず、供用物品一覧表との整合性が不明であるため、備品・消耗品点検表および教材備品台帳には物品番号を記載する必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成27年度から備品・消耗品点検表および教材備品台帳には、物品番号の記載を行いました。

(19) [総合保健専門学校] 簿外資産の廃棄について (健康医療課)

ア 監査の結果

帳簿上は廃棄処理されていたが、現物が存在していた資産 (ATOM胎児監視装置) については廃棄漏れのため廃棄する必要がある。

イ 改善措置等の内容

帳簿上廃棄処理されていた資産 (ATOM胎児監視装置) については、平成27年3月に廃棄しました。

(20) [総合保健専門学校] 長期未使用の毒劇物について (健康医療課)

ア 監査の結果

利用予定がないにも係わらず長期間保有し続けている毒劇物が存在している。在庫確認時には、在庫量に加え、必要性の有無も管理責任者に確認し、保有リスクを回避するため、必要性がない場合には廃棄をしていくことが必要である。

イ 改善措置等の内容

長期間保有し続けていた毒劇物 (水銀) については、平成27年2月に廃棄いたしました。

(21) [看護専門学校] 図書館のパソコンの更新について (健康医療課)

ア 監査の結果

図書館にあるビデオ教材を観るウィンドウズXPを搭載したパソコンについては、インターネットに接続可能であるため、パソコン本体の更新などの対応を行う必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成27年7月にWindows 7機2台を調達し、更新しました。

(22) 募集定員について (農業経営課)

ア 監査の結果

農業大学の養成科 (2年コース) は、募集定員が30名にも関わらず、過去10年間において出願者数さえ30名を超えた年が2度しかなく、長年にわたり、その70%程度の学生しか入学していない。募集定員を前提とした施設や人員配置コスト等と合致しておらず、効率的な学校運営ができていない。

まず、出願者を増加させ定員充足するための具体的な行動計画を策定するとともに、着実に実行に移し定員を充足する必要がある。早急に実現できなければ、実態に即して募集定員を減らし、教員の人員削減等のコストダウンを図るしかない。

イ 改善措置等の内容

出願者を増加させ、定員を充足させるため、平成27年6月に具体的な行動計画を策定し実行しているところです。

従来から、県内の全高校へ募集活動を行ってきたところですが、新たに県広報誌・ラジオを活用した学生募集やTV放送による学校紹介の実施、県内の普通科を含む全高校を複数回訪問するようにしました。特に、農業系高校に対しては、体験入学や特別講座等で、教職員からの説明だけでなく、在校生から学校の魅力を語る取組や連携会議などを通じ卒業後の進路状況や各種支援制度を説明する等募集活動の強化に努めているところです。その結果、平成28年度入学の出願者数は、34名となっています。

今後も、海外農業研修制度の活用等農業大学校の進学意欲を高める取組を図っていく等、行動計画に基づき、定員充足に向け学生募集活動を強化して参ります。

(23) 畜産専攻コースおよび茶専攻コースについて（農業経営課）

ア 監査の結果

農業大学校の畜産専攻コースは過去10年間の学生数は、平均で1名程度、茶専攻コースは10年間のうち8年間は学生がゼロとなっている。また、畜産専攻コース、茶専攻コースとも農業大学校内に実習地はなく移動も非効率である。また、畜産専攻コースを維持するために入学者が0人の年度があるにもかかわらず、教務担当職員を要している。両専攻コースの廃止も視野に入れる必要があり、滋賀県全体の畜産、茶の担い手育成は、農業大学校以外の県の施策により確保を図る方が効率的である。

イ 改善措置等の内容

近江牛、近江の茶は、滋賀県農業の基幹品目であり、県では生産振興に力を注いでいるところですが、昨年10月のTPP大筋合意をはじめ、経済情勢や生産構造の大きな変化に対応するため、さらなる生産力強化、産地活性化対策を講じる必要があります。このため、滋賀県農業・水産業基本計画（案）において「競争力のある担い手の確保・育成」を掲げ、「農業大学校における専門技術や経営学習の充実強化」を位置づけたところです。

農業大学校は、技術・経営・人間教育を総合的に行う県唯一の担い手育成機関であり、両専攻コースが果たす役割も増大することから、両専攻コースにおいては、カリキュラムを充実させ、次代を担う学生を育てて参ります。

(24) 年度計画とその評価について（農業経営課）

ア 監査の結果

農業大学校は専修学校として、独自の各年度計画（目標）を策定し、その評価を行うことにより業務改善を図るPDCAサイクルを導入する必要があります。

イ 改善措置等の内容

これまでの教育内容や学習環境に関する学生および職員の評価をもとに、人材育成、就農促進、研修充実、教育交流など専修学校の目標とすべき指標を設定しました。

また、従来の内部評価に加え、平成27年度からは保護者による評価、外部評価を実施しております。

(25) 同一業者と改めて契約を行う場合の必要書類の提出について（農業経営課）

ア 監査の結果

同一業者と改めて契約を行う場合でも、新たに契約を締結するのであるから、たとえ業務の実施体制等に変更がなく、提出書類の記載内容に変更がない場合であっても、当然仕様書に定められている書類を新たに提出する必要があり、これを省略することは認められない。

今後、定められた書類が提出されているかを必ず確認するよう指導を徹底する必要がある。

イ 改善措置等の内容

ご指摘の件は、本来、契約締結後速やかに提出されるべき業務計画書、業務責任者等届などの必要書類が未提出だったものであり、当監査で判明した後、直ちに業者に提出を求め、必要書類を整えました。

以後は、定められた提出書類の漏れが無い確認を徹底しています。

(26) 電子図書の実績把握について（農業経営課）

ア 監査の結果

ルーラル電子図書に関しては、貸出実績に相当するアクセス数を把握することにより費用対効果を確認しておく必要がある。

イ 改善措置等の内容

ルーラル電子図書については、ゼミナールなど日々の文献調査や、プロジェクト学習および卒業論文の作成等に活用しているところですが、アクセス数を月ごとに把握するようにしました。

平成27年度（平成27年4月～平成28年1月）の利用件数は916件、閲覧頁数5,420頁で、契約金額を割り戻すと1件当たり183円、1ページ当たり19円となります。最新の情報を利便性良く活用できる電子図書は、加除式の書籍の購入に比べ、十分に効果的な活用ができていますと認識しています。

(27) 実地検査の状況と実施記録について（農業経営課）

ア 監査の結果

備品などの現物を確認する際には、作業品質を一定にし、確認作業を改善していくため、責任者、確認対象、確認手順等を明示した実施マニュアルを作成する必要があるとともに、現物確認の実効性を高めるため、実施結果を実施票として提出する必要がある。

イ 改善措置等の内容

従来の「重要物品一覧」に加え、実施マニュアルに相当するものとして、対象品目ごとに確認年月日、確認者氏名、保管場所変更の有無、備品シールの有無等のチェック欄を設けた「現物確認結果表」を作成し、平成27年度から備品確認時に使用しています。

(28) 劇物および農薬の保管管理について（農業経営課）

ア 監査の結果

① 規程の見直しについて

劇物を保有しているが、現状の規程の内容では、劇物に関する必要な取扱いを示されていないため、毒物および劇物取締法（昭和25年法律303号）に基づいて遵守すべき内容を示した規程を作成する必要がある。

② 農薬受払い簿の記載について

農薬は年度末に在庫確認も行われているが、農薬受払い簿の中には、平成24年3月31日で記載が止まっているものが散見される。たとえ、在庫量が変化していなくても、確認した日の日付、担当者、在庫量を記載する必要がある。

③ 劇物の保管方法について

倉庫は鍵がかかるとはいえ授業のための出入りが行われる。その中に保有する劇物を厳重に管理するために、劇物専用の鍵付きのキャビネットに保管するなどの対応が必要である。

イ 改善措置等の内容

① 平成27年2月から、現状の「学生実習におけるリスク管理票」に、劇物の取扱い・保管管理に関する事項を追加しました。

② 平成27年3月から、在庫量に変化のない農薬についても、年度末に受払い簿に日付、担当者、在庫量を記録し、管理職員による確認を行うようにしました。

③ 平成27年4月から、農薬庫の中に劇物専用の鍵付きキャビネットを設置し、より厳重な管理に努めています。

(29) 生産物販売代金の管理について（農業経営課）

ア 監査の結果

農業大学校は、直売での生産物販売代金の管理において、現金出納帳の作成や現金実査を行っていないため、現金残高が把握しづらい状況にある。保管されている現金残高を適正に管理するため、体制を見直す必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成27年2月から、現金出納簿を作成し、生産物の担当者および現金出納を記載する管理職員が現金実査を行う二重チェックが働く体制としました。